

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

告示

○私立学校振興助成法に基づく公認会計士等の監査報告書に係る監査事項の指定	第455号	(学事振興課)	1
○家畜伝染病の発生	第456号	(畜産課)	2
○都市計画公園事業の認可 (西三河都市計画公園事業6・5・3号刈谷市総合運動公園)	第457号	(公園緑地課)	2
○道路の区域の変更	第458号	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	第459号	(同)	2

公告

○大規模小売店舗の新設の届出	(商業流通課)	3
○大規模小売店舗の変更の届出	(同)	4
○農用地利用配分計画の認可の申請	(農業振興課)	5
○異種目換地の事前指定	(農地計画課)	7
○森林法第189条の規定による掲示	(森林保全課)	7
○公共測量の実施	(用地課)	8
○公共測量の終了	(同)	9
○都市計画地区計画の関係図書の縦覧	(都市計画課)	9
○都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧	(同)	10
○開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	10

告示

愛知県告示第455号

私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号。以下「法」という。)第14条第3項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が同条第2項の規定により知事に届け出る平成28年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)の監査報告書に係る監査事項を次のとおり指定する。

法第14条第3項ただし書の規定による「補助金の額が寡少」であるとは、1会計年度に1学校法人に交付される補助金の額が1,000万円に満たない場合とし、これに該当する学校法人については、当該年度に限り公認会計士等の監査報告書の添付を免除する。

なお、昭和52年愛知県告示第1014号(私立学校振興助成法に基づく公認会計士等の監査報告書に係る監査事項の指定)は、平成27年度の監査報告書を限りとして廃止する。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類（資金収支内訳表、活動区分資金収支計算書及び事業活動収支内訳表を除く。）が作成されているかどうか。

愛知県告示第456号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定に基づき、次のように家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

病名	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生日	その他参考となるべき事項
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	田原市	平成27.10.5	—
同	同	同	同	同	27.10.8	—

愛知県告示第457号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業を次のように認可した。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

施行者名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
刈谷市	西三河都市計画公園事業6・5・3号刈谷市総合運動公園	平成27年10月23日から平成30年3月31日まで	収用の部分 刈谷市築地町西縄及び新田地内 使用の部分 なし	刈谷市役所

愛知県告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区間	敷地の幅員	延長
県道	一宮犬山線	旧	丹羽郡扶桑町大字斎藤字旭386番地先から同大字柏森字長畑357番地先まで	A 16.0	0.140
		新	丹羽郡扶桑町大字斎藤字旭386番地先から同大字柏森字長畑357番地先まで 丹羽郡扶桑町大字斎藤字旭386番地先から同大字柏森字長畑357番地先まで	A 16.0 B 9.2～9.5	0.140 0.143
	和市長崎線	旧	北設楽郡設楽町和市長崎字森本109番地先から同字清水60番1地先まで 北設楽郡設楽町和市長崎字和市場7番3地先から同字清水60番1地先まで	A 8.4～56.4 B 11.0～24.8	0.330 0.090
		新	北設楽郡設楽町和市長崎字和市場7番3地先から同字清水60番1地先まで	B 11.0～24.8	0.090

備考 A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

愛知県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	名古屋一宮線	稲沢市下津南山町84番2地先から同下津小井戸町108番地先まで	平成27年10月23日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
石川県白山市松本町2512番地
代表取締役 青木 宏憲
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ春日店
清須市春日宮重118番1ほか31筆
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年6月9日
- 4 大規模小売店舗の概要

届 出 事 項		概 要	
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社クスリのアオキ	
	代表者の氏名	代表取締役 青木 宏憲	
	住所	石川県白山市松本町2512番地	
	その他小売業を行う者	なし	
店舗面積の合計		1,479㎡	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	62台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	43台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	56㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	8.1㎡
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前9時
	小売業を行う者の閉店時刻		午前0時
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前8時30分から午前0時30分（一部午後10時）まで
	駐車場の自動車の出入口	数	2箇所
		位置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前6時から午後10時まで

- 5 届出の日
平成27年10月8日
- 6 届出等の縦覧場所
愛知県産業労働部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成27年10月23日（金）から平成28年2月23日（火）まで（日曜日、土曜日、平成27年12月29日から31日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで

- 8 意見書の提出期限及び提出先
平成28年2月23日（火）
愛知県産業労働部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 (1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大和情報サービス株式会社
東京都台東区上野七丁目14番4号
代表取締役 藤田 勝幸
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ稲沢
稲沢市大塚南5丁目1-1
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
縦覧による。
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
小売業を行う者	株式会社ケーヨー	変更前に同じ
代表者の氏名	代表取締役社長 醍醐 茂夫	同
住所	千葉県若葉区みつわ台1丁目28番地1号	同
その他小売業を行う者	4名（縦覧による）	4名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
小売業者の住所の変更及び合併のため。
- (6) 届出の日
平成27年10月6日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県産業労働部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
平成27年10月23日（金）から平成28年2月23日（火）まで（日曜日、土曜日、平成27年12月29日から31日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
平成28年2月23日（火）
愛知県産業労働部商業流通課
- 2 (1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオンモール株式会社
千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
代表取締役 吉田 昭夫
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール常滑
常滑市りんくう町二丁目20番3号
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
平成27年10月6日
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	(仮称) イオンモール常滑 常滑市りんくう町二丁目20番3号	イオンモール常滑 常滑市りんくう町二丁目20番3号

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
店舗名称が正式に決定したため。
- (6) 届出の日
平成27年10月8日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県産業労働部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
平成27年10月23日（金）から平成28年2月23日（火）まで（日曜日、土曜日、平成27年12月29日から31日まで及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
平成28年2月23日（火）
愛知県産業労働部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
コストコホールセールジャパン株式会社
川崎市川崎区池上新町三丁目1番4号
代表取締役 ケン・テリオ
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
コストコホールセール中部空港倉庫店
常滑市りんくう町一丁目25-14ほか2筆
- 3 大規模小売店舗の変更の日
平成27年10月27日
- 4 大規模小売店舗の変更しようとする事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
施設の運営方法に関する事項	駐車場の自動車の数	8箇所
	位置	縦覧による
		変更前に同じ
		縦覧による

- 5 大規模小売店舗の変更の理由
ガソリンスタンドを併設することによる駐車場レイアウト変更のため。
- 6 届出の日
平成27年10月8日
- 7 届出等の縦覧場所
愛知県産業労働部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- 8 届出等の縦覧の期間及び時間
平成27年10月23日（金）から平成28年2月23日（火）まで（日曜日、土曜日、平成27年12月29日から31日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- 9 意見書の提出期限及び提出先
平成28年2月23日（火）
愛知県産業労働部商業流通課

農地中間管理機構である公益財団法人愛知県農業振興基金から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可の申請があった。

なお、当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間愛知県尾張農林水産事務所農政課にお

いて縦覧に供する。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
一宮市	3者	高田字藪田15番ほか17筆
江南市	1者	田代町南出13番ほか3筆
丹羽郡大口町	3者	御供所二丁目78番ほか4筆

農地中間管理機構である公益財団法人愛知県農業振興基金から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可の申請があった。

なお、当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間愛知県海部農林水産事務所農政課において縦覧に供する。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
津島市	5者	宇治町字小船戸81番ほか731筆
愛西市	12者	二子町定納160番ほか433筆

農地中間管理機構である公益財団法人愛知県農業振興基金から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可の申請があった。

なお、当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間愛知県知多農林水産事務所農政課において縦覧に供する。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
知多郡阿久比町	1者	大字阿久比字旭76番ほか1筆

農地中間管理機構である公益財団法人愛知県農業振興基金から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可の申請があった。

なお、当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間愛知県西三河農林水産事務所農政課において縦覧に供する。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
岡崎市	4者	島坂町字大辻74番ほか27筆
碧南市	9者	三間町1丁目4番ほか88筆
刈谷市	9者	井ヶ谷町清水口23番ほか39筆
安城市	29者	里町御坊主100番ほか122筆
西尾市	30者	今川町堤合10番ほか292筆
知立市	2者	八ツ田町東新切143番1ほか10筆
高浜市	8者	小池町二丁目2番4ほか23筆

額田郡幸田町	1者	大字芦谷字畔杭瀬70番ほか4筆
--------	----	-----------------

農地中間管理機構である公益財団法人愛知県農業振興基金から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可の申請があった。

なお、当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間愛知県豊田加茂農林水産事務所農政課において縦覧に供する。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
豊田市	4者	中根町永丘143番ほか24筆
みよし市	1者	打越町向山8番1ほか1筆

農地中間管理機構である公益財団法人愛知県農業振興基金から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の認可の申請があった。

なお、当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間愛知県東三河農林水産事務所農政課において縦覧に供する。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
豊橋市	1者	天伯町字東沢77番ほか4筆
豊川市	1者	御津町大字上佐脇字東区126番ほか7筆
蒲郡市	1者	五井町山添35番1
田原市	1者	吉胡町中新地39番1ほか3筆

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備）中田地区の次の従前の土地を非農用地区域内に換地する土地として指定した。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

豊田市中田町古屋敷78の1の一部

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を豊田市役所に掲示した。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
豊田市夏焼町フカサワ331の7	太地福太郎
同	鈴木長太郎

2 通知の要旨

平成27年愛知県告示第253号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する予定である。

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を岡崎市役所に掲示した。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
岡崎市千万町町字宮西27の1	鈴木 諭

2 通知の要旨

平成27年愛知県告示第340号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する予定である。

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知について、次のとおり、その相手方の所在が不明であるため、同法第189条の規定に基づき、その通知の内容を岡崎市役所に掲示した。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

1 保安林の所在場所及び所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	所在が不明である通知の相手方
岡崎市明見町字田代286	河合鏡次郎
同 明見町字田代287の9	河合 松助

2 通知の要旨

平成27年愛知県告示第355号のとおり、保安林の指定施業要件を変更する予定である。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

測量地域	測量期間	測量方法
名古屋市市中村区横井一丁目、八社一丁目及び岩塚町並びに中川区富田町大字万場及び大字前田、万場一丁目、万場二丁目、万場三丁目、万場四丁目、長須賀一丁目、長須賀二丁目、長須賀三丁目、伏屋一丁目、伏屋二丁目、伏屋三丁目、伏屋五丁目、前田西町一丁目、前田西町二丁目、前田西町三丁目、助光一丁目、大当郎一丁目、大当郎二丁目、大当郎三丁目、大蟻螂町、下之一色町、打出二丁目、中須町、野田三丁目、本前田町、横井一丁目並びに横井二丁目、清須市西枇杷島町東六軒、西枇杷島町南六軒、西枇杷島町西六軒、西枇杷島町南松原、西枇杷島町南二ツ杵、土器野及び下河原、あま市下萱津並びに海部郡大治町大字八ツ屋	平成27年10月23日から平成28年3月30日まで	公共測量（一級水準測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局矢作ダム管理所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

測量地域	測量期間	測量方法
豊田市日下部町、坪崎町、牛地町、小滝野町、閑羅瀬町、川手町及び押山町	平成27年8月27日から平成28年2月29日まで	公共測量（航空レーザ測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、岡崎市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
岡崎市羽根町、柱町、針崎町、羽根西1丁目、柱1丁目及び針崎1丁目	平成27年9月11日から 平成28年1月29日まで	公共測量（出来形確認測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、安城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
安城市御幸本町	平成27年10月15日から 平成28年3月15日まで	公共測量（基準点測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、東海市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
東海市	平成27年9月30日から 平成28年3月18日まで	公共測量（空中写真測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、東郷町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
愛知郡東郷町大字春木字伊勢木、字下鏡田及び字柵池並びに大字和合字芦廻間、字ギロウ、字ジ子ンゴ、字新濁池、字前田、字大坂及び字林清池	平成27年10月1日から 平成28年3月18日まで	公共測量（用地測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
北設楽郡東栄町大字東藪目、大字西藪目、大字御園及び大字三輪並びに豊根村古真立及び下黒川	平成27年4月14日から 平成27年9月18日まで	公共測量（空中写真撮影及び数値図化）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、飛島村長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

測 量 地 域	測 量 期 間	測 量 方 法
海部郡飛島村全域	平成26年4月2日から 平成27年3月13日まで	公共測量（都市計画基本図修正）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり一般の縦覧に供する。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

1 都市計画決定権者の名称

豊田市

2 都市計画の種類及び名称

豊田都市計画御船山ノ神地区計画

3 縦覧場所

愛知県建設部都市計画課及び豊田市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり一般の縦覧に供する。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

1 (1) 都市計画決定権者の名称

大府市

(2) 都市計画の種類及び名称

知多都市計画生産緑地地区

(3) 縦覧場所

愛知県建設部都市計画課及び大府市役所

2 (1) 都市計画決定権者の名称

豊田市

(2) 都市計画の種類及び名称

豊田都市計画生産緑地地区

(3) 縦覧場所

愛知県建設部都市計画課及び豊田市役所

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
27知建 59-3	平成 27. 5.20	吉川 靖信	名古屋市中区供米田二丁目309	知多市日長字播摩187
27西建 44-13	27. 5.28	株式会社ハウスジャパン 代表取締役 田村 孝志	高浜市神明町7-13-38	高浜市論地町3-5-7ほか17筆の全部及び3-6-45ほか4筆の各一部ほか
27知建 59-17	27. 8.24	前田織布株式会社 代表取締役 長坂 寿美	知多郡東浦町大字生路字前田20	知多郡東浦町大字生路字池下93-11の全部及び61-1ほか2筆の各一部
27尾建 96-72	27. 7.21	神谷 光平	豊田市浄水町伊保原290-1	日進市折戸町中屋敷9-4

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

平成27年10月23日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	工区	工区に含まれる地域の名称
27尾建 96-57	平成 27. 6.24	N D S 株式会社 代表取締役 伊藤 卓志	名古屋市中区千代田2-15-18	第1工区	日進市竹の山3-1601及び3-1602
27尾建 96-57	27. 6.24	N D S 株式会社 代表取締役 伊藤 卓志	名古屋市中区千代田2-15-18	第3工区	日進市竹の山3-1702の全部及び3-1701の一部